

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年7月18日

横浜市契約事務受任者
道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

横浜市山下町地下駐車場中央監視室空調機復旧工事

2 履行（納品）場所

中区山下町60番地先

3 契約日

令和7年6月26日

4 履行日又は履行期間

令和7年7月31日

5 契約概算額

1,100,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市中区山下町188

相模設備工業 株式会社

代表取締役 加藤 壽宏

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

山下町地下駐車場の中央監視室は、機械駐車設備及び監視装置等の発熱を伴う多くの電気設備を設置している中で監視員を常駐しており、空調機で常時温度調整を行うことが必要不可欠だが、空調機の故障により労働安全衛生法で定める基準温度内に調節することができない状況である。

ついては、業務従事者への熱中症等健康管理及び電気設備への適切な温度管理を踏まえ、駐車場の運営に支障が生じないように早急に復旧させる必要があるため随意契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札有資格者名簿内の事業者において、同類施設で類似の実績があり、至急の対応が可能だったため選定した。

9 所管課

道路局道路部施設課